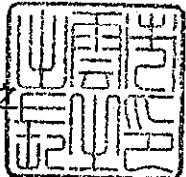


防 災 第 645 号
令和4年(2022)3月25日

島根県知事 丸山 達也 様

出雲市長 飯 塚 俊 之
(防災安全部防災安全課)



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

このことについて、令和3年12月14日付、原第638号で依頼のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、別紙のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

島根原子力発電所2号機の再稼働については、安全性、必要性、住民の避難対策等を総合的に勘案した結果、容認します。

なお、容認するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

付帯意見

【中国電力株式会社に求める事項】

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 島根原子力発電所の安全対策については、新規制基準に基づく対策はもとより、新たな知見に基づき更なる安全性を追求すること。
3. 新たな計画、申請（変更を含む）、安全対策等を行う場合は、周辺自治体及びその市民に対して、わかりやすく丁寧な情報提供に努めること。
4. 原子力規制委員会における審査及び検査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
5. 不適切事案により、原子力発電所の事業者としての資質を問われないよう、協力会社を含め万全の管理と安全教育を徹底すること。
6. 原子力発電所の運用、重大事故等の対処について、原子力発電に携わる全ての職員が、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。
7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 原子力発電に伴い発生する使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物については、国との連携のもと、事業者の責任において処分すること。

【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を講ずること。
2. 広域避難計画について、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両の確保、避難ルートの多重化）、複合災害時の対策、感染症などの対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民への周知、理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を、引き続き積極的に講じること。

【県を介して国に求める事項】

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。また、新たな法制度構築までの暫定的措置として、電力事業者と、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
2. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査等にあたっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査を行うこと。また、中国電力株式会社が、過去に不適切事案を発生させたことを踏まえ、日常の原子力規制検査においても、適切かつ厳格な指導を行うこと。
3. 国のエネルギー政策として、安全性を前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上、環境への適合を図るために、再生可能エネルギーの普及促進を加速させるとともに、将来的には原子力発電への依存度を可能な限り低減させ、持続可能な電源確保に向けた取組を着実に進めること。
4. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行なわれるよう、使用済燃料の再処理等の取組を加速させるとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する取組を国及び電力事業者の責任において、着実かつ早期に進めること。
5. 国のエネルギー政策、原子力発電の安全対策及び避難対策について、今後も引き続き、自治体等の要請に応じて説明を行うこと。

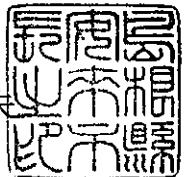
6. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強め、原子力防災体制の更なる充実・強化に向けた取組を促進すること。

7. 原子力発電所の周辺地域においても原子力防災対策に必要な財源を措置すること。

安防第176号
令和4年3月28日

島根県知事 丸山達也様
(防災部原子力安全対策課)

安来市長 田中武夫
(総務部防災課)



「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく手続きについて（回答）

令和3年12月14日付け原第638号で依頼のあった件について、別紙のとおり回答します。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく手続きについて（回答）

中国電力株式会社から島根県に対し願いのあった、島根原子力発電所2号機の再稼働に係る事前了解について、再稼働を了解します。

なお、了解にあたっては、安来市民の安全と安心を守る立場から、次の意見を付し、それが適切に反映されるよう要請します。

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 再生可能エネルギーの技術開発・導入を更に進めるなど、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電源確保に取り組むこと。
- (2) 今後、安全確保に関する新しい知見等が明らかとなった場合には、対策の迅速かつ適切な検討・反映、必要な設備整備等を行うなど、引き続き安全確保に万全を期すこと。
- (3) これまで発生した不適切事案への反省等も踏まえ、平常時の運転、施設設備の維持・管理を適切に行うとともに、緊急時の対応に万全を期すため、要員の十分な確保と教育等による技量の維持・向上を図っていくこと。
- (4) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分について、関係自治体等の理解を得ながら着実に取り組みを進めていくこと。
- (5) 地域産業の発展を図っていくために重要な、安定かつ安価な電気の供給に努めるとともに、周辺地域の企業への工事発注や宿泊施設の利用など、周辺地域の経済発展に貢献すること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 再生可能エネルギーの技術開発・導入を更に進め、可能な限り原子力発電への依存度を低減させながら、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電気の供給を実現し、適切な電源構成を目指すよう国へ求めること。
- (2) 立地・周辺自治体が行う原子力災害対策に関する施設設備の整備、訓練等防災関係者の技量向上や住民への周知等の取り組みに対し、十分な財政的・技術的な支援を行うよう国に求めること。
- (3) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分が確実に行われるよう、中間貯蔵能力の拡大や高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定、六ヶ所再

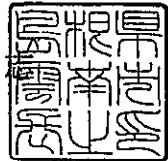
処理工場の稼働などの核燃料サイクル政策への対応を先送りせず、国が前面に立って着実に取り組みを進めていくよう求めること。

- (4) 原子炉設置変更許可など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度の構築について国に強く要請すること。
- (5) 原子力発電所が立地することで周辺地域にとっては、原子力防災対策の準備だけではなく、住民への心理的な面を含め大きな負担となっていることから、原子力発電を支える周辺地域の自治体が行う地域振興の取り組みに対し、国の財政支援を拡充するよう求めること。

原防第13号
令和4年3月30日

島根県知事 丸山達也様
(防災部原子力安全対策課)

雲南市長 石飛厚
(防災部防災安全課)



「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく手続きについて（回答）

令和3年12月14日付け原第638号で依頼のあったことについて、別紙の
とおり回答します。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく手続きについて（回答）

中国電力株式会社から島根県に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づき事前了解願いのあった、島根原子力発電所2号機の再稼働については、雲南市環境基本条例に示す「再生可能エネルギーの普及を図ることで、将来的に、原子力に頼らない社会の実現を目指す」とする理念と方針は堅持しつつ、安全の確保を大前提に、当面の間のエネルギーの安定供給、経済性、環境適合性を考慮し、さらに立地自治体の判断も尊重し、やむを得ないと考えます。

なお、この回答にあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の意見を付し、島根県においてそれぞれに求めていただくよう要請します。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 電力の需給バランス及び電源構成において、火力発電の今後の見通しを示すとともに、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発など、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電源確保に努め、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- (2) 原子力規制委員会の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査の状況については、引き続き丁寧な情報提供を行うこと。
- (3) 今後、安全確保に関する新しい知見等が明らかとなった場合には、対策の迅速かつ適切な検討・反映、必要な設備整備等を行うなど、引き続き安全確保に万全を期すこと。
- (4) 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応による安全文化の醸成に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組みを行うこと。
- (5) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分について、関係自治体等の理解を得ながら、事業者は責任をもって、国と連携し取組みを加速させること。
- (6) 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する周辺自治体としての意見等がしっかりと反映されるよう、事前了解権を含む安全協定を締結すること。

2. 国に求める事項

- (1) 徹底した省エネの推進、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発などにより、可能な限り原子力発電への依存度を低減させながら、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電気の供給を実現し、適切な電源構成を目指すとともに、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- (2) エネルギー政策及び原子力政策の状況について、今後も市民に分かりやすく丁寧に説明を行うこと。
- (3) 島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査などに当たって、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと。
- (4) 審査においては、常に最新の知見を規制基準に反映し、将来にわたって、不断の安全性向上に取り組むこと。
- (5) 立地・周辺自治体が行う原子力災害対策に関する施設設備の整備、訓練等防災関係者の技量向上や住民への周知等の取組みに対し、十分な財政的・技術的な支援を行うこと。
- (6) 原子力災害対応については、国が主導的な役割を担い、特に複合災害など不測の事態において、実動機関の全面的な支援が円滑に受けられるよう、関係機関の連携を強化するとともに、原子力災害対策の実効性向上に継続的に取り組むこと。
なお、中間貯蔵能力の拡大や高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定、六ヶ所再処理工場の稼働などの核燃料サイクル政策への対応等について、今後も丁寧に説明を行うこと。
- (7) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分が確実に行われるよう、事業者と連携し、国の責任で取組みを加速させること。
- (8) 原子炉設置変更許可など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。